

津市住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策に関する要綱

平成18年1月1日訓第202号

改正 令和5年4月26日訓第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットワークシステム」という。）に係るセキュリティ対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(セキュリティ統括責任者)

第2条 住基ネットワークシステムのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ統括責任者を置く。

2 セキュリティ統括責任者は、市民部長をもって充てる。

(システム管理者)

第3条 住基ネットワークシステムの適切な管理を行うため、システム管理者を置く。

2 システム管理者は、市民課長をもって充てる。

(セキュリティ責任者)

第4条 住基ネットワークシステムを利用する部署において、セキュリティ対策を実施するため、セキュリティ責任者を置く。

2 セキュリティ責任者は、住基ネットワークシステムを利用する課の課長とする。

(セキュリティ会議)

第5条 セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議を設け、議長を務める。

2 セキュリティ統括責任者に事故があるとき、又はセキュリティ統括責任者が欠けたときは、セキュリティ会議を構成する者のうちから、あらかじめセキュリティ統括責任者が指名する者が、その職務を代理する。

3 セキュリティ会議は、セキュリティ統括責任者のほか、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総合支所長
- (2) 市民課長

(3) 総合支所市民福祉課長（久居総合支所にあつては、市民課長）

(4) デジタル改革推進課長

4 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 住基ネットワークシステムのセキュリティ対策の決定及び見直しに関すること。

(2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認に関すること。

(3) 監査の実施に関すること。

(4) 教育及び研修の実施に関すること。

(5) その他住基ネットワークシステムに関し必要な事項

5 議長は、前項に掲げる事項のうち重要と認められる事項を審議するときは、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

6 議長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 セキュリティ会議の庶務は、市民部市民課において処理する。

（関係部署に対する指示）

第6条 セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議の結果を踏まえ、関係部署の長に対し指示し、又は市長以外の執行機関の長に対し必要な措置を要請することができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、住基ネットワークシステムに係るセキュリティ対策に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行前に合併前の津市住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策に関する要綱（平成14年8月5日施行）、住民基本台帳ネットワークシステムに係る久居市セキュリティ管理運用要綱（平成14年久居市訓令第15号）、住民基本台帳ネットワークシステムに係る河芸町セキュリティ管理運用要綱（平成14年8月5日施行）、芸濃町住民基本台帳ネットワークシステム運用規程（平成14年芸濃町規程第1号）、美里村住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ管理運用要綱（平成14年8月5日施行）、安濃町住民基本台帳ネットワークシステム運用規程

（平成１４年安濃町規程第５号）、住民基本台帳ネットワークシステムに係る香良洲町セキュリティ運用規程（平成１４年８月５日制定）、住民基本台帳ネットワークシステムに係る一志町セキュリティ管理運用要綱（平成１４年一志町告示第２号）、白山町住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程（平成１４年白山町規程第８号）又は美杉村住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ管理運用要綱（平成１４年美杉村要綱第１５号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和５年４月２６日訓第３５号）

この訓は、決裁の日から施行する。